

令和 8 年度恵庭市中小企業者等従業員資格取得支援モデル事業補助金 Q&A 集

令和 8 年 7 月 15 日 恵庭市経済部商工労働課

1. 制度全般・対象者について

Q1-1 この補助金の目的は何ですか。

中小企業等の「人材の定着・離職防止」と「経営基盤強化」のために、従業員の資格取得費用の一部を市が補助する制度です。

Q1-2 要綱第 2 条第 1 号で規定されている「その他市長がこれに類すると認めるもの」について詳しく教えてください。

具体的には社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合が対象となります。

Q1-3 要綱第 2 条第 2 号で規定されている「市内に本店、本社若しくは主たる事業所がある法人又は市内に主たる事業所がある若しくは市内に住民票がある個人であること」とは、どのような資料で確認しますか。

法人：登記事項証明書、会社案内、固定資産・家屋台帳、営業許可証の写しなど。

個人事業主：開業届の写し、税務署への申告書控え、営業許可証の写しなど。

これらの書類を想定しておりますが、これ以外でも対応できる場合がありますので、市にご相談ください。

2. 対象従業員・雇用条件について

Q2-1 試用期間中の従業員も対象になりますか。

要綱では「無期雇用契約が締結されていること（当該従業員が 6 5 歳未満である場合に限る。）」としており、試用期間の有無は明記していません。

無期雇用契約書が締結されており、その他の要件（住民票、市内居住、保険加入、3 年以上勤務確約）を満たしていれば、試用期間中であっても対象としています。

Q2-2 従業員が途中で退職した場合、補助金は返還になりますか。

3 年間（当該従業員が 6 5 歳以上である場合にあつては、当該従業員の雇用契約期間中）勤務・雇用継続を前提とした制度設計であり、確約に反する事態が生じた場合は、交付規則等に基づき「返還命令」の対象となり得ますが、「やむを得ない事情（疾病、出産・育児、家族の介護、配偶者転勤、会社都合の解雇・倒産等）」の場合には返還免除又は軽減する余地がありますので、市にご相談ください。

Q2-3 住民票が恵庭市にまだ移っていない従業員は対象になりますか。

申請日時点で恵庭市に住民登録があることが要件であり、転入予定や手続き中のみでは、条文上は要件を満たさない扱いとなりますが、UIJ ターン促進の観点から、転入手続き中の方への取り扱いについては、今

後、運用面での整理を検討していきます。最新の取り扱いについては、市にお問い合わせください。

Q2-4 資格取得後に市内の別事業所へ異動した場合も、3年勤務要件を満たしますか。

満たします。同じ法人（関連企業等を含む。）で雇用が継続され、市内の別事業所へ異動する場合も「3年以上（当該従業員が65歳以上である場合にあっては、当該従業員の雇用契約期間中）同一の事業所で勤務できるもの」として扱われます。このため、市内の別事業所への異動のみを理由として、直ちに返還対象となることは想定しておりません。

Q2-5 個人事業主の事業所で働く従業員も健康保険・厚生年金への加入が必要ですか。

雇用保険への加入は必要です。一方、健康保険と厚生年金については、個人事業主であっても健康保険・厚生年金の加入要件を満たす事業所であれば加入が必要となります。

3. 対象資格・対象経費について

Q3-1 どのような資格が補助対象になりますか。

現時点では、「大型自動車第一種免許」「大型自動車第二種免許」「大型特殊自動車免許」「中型自動車第一種免許」「中型自動車第二種免許」「準中型自動車第一種免許」「普通自動車第二種免許」を対象としています。

Q3-2 講習受講料やテキスト代も対象になりますか。

「国又は資格授与機関が受講を指定又は義務付け」している講習の受講料や、厚生労働省の教育訓練給付金の対象となる経費（受講にあたって必ず必要となるテキスト代など）は対象となりますが、一般的な補助教材やパソコンなどの器材費用は、原則として対象外となります。

Q3-3 受講に当たって必ず必要となるテキスト代について詳しく説明してください。

教科書・教材の費用については、それが真に受講に必須の教材（それがなければ受講が不可能）であって、かつ、国又は資格授与機関が組織的に提供する必要があるものの費用が経費に該当します。受講するに当たって全ての受講者が購入するものであり、希望者のみまたは一部の受講者のみ購入するものについては対象となりません。

Q3-4 自動車免許の取得に当たり、自動車教習所に支払う費用は対象になりますか。

教習を受けるために自動車教習所に支払う費用は対象経費となります。また、いわゆる合宿免許教習については、通学による教習費用と同額までを対象経費とすることができます。宿泊施設や食事等に複数のプランがある場合は、最も廉価なものを対象経費とします。

Q3-5 交通費は対象になりますか。

交通費は、対象外となります。

Q3-6 不合格だった場合、受験料や講習費は補助されますか。

不合格の場合は、資格取得に要した経費とはみなさないため、本補助金の対象外となります。

Q3-7 従業員が一度立替払いし、その後に会社が精算した経費や会社が従業員に経費を前払いした経費は対象になりますか。

会社が従業員の立替分を精算し、その内容を帳簿上明確にしていけることや、受領書（従業員への支払いが確認できる書類）を提出いただければ対象に含めることができます。受領書の様式についてはホームページに掲載していますのでご活用ください。

Q3-8 AT や重量などの限定解除に係る費用は対象となりますか？

補助対象の資格に係る限定解除のための費用は対象となります。

4. 年度・タイミング・申請手続について

Q4-1 どの年度の支出が対象になりますか。

資格を取得してから90日以内に申請されたものが対象です。

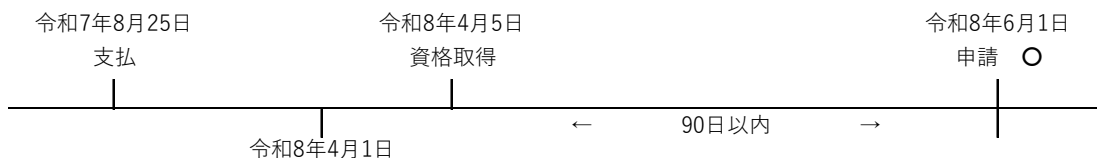
Q4-2 令和8年度から制度が始まりますが、いつ資格を取得したものが対象になりますか。

根拠となる要綱が施行されるのが令和8年4月1日からとなりますので、4月1日以後に資格を取得したものであれば、経費の支払いがその日より前であっても対象となります。

Q4-3 講習が前年度から始まり、支払いが年度をまたいだ場合はどうなりますか。また、資格の取得が採用前であった場合はどうなりますか。

講習や試験が前年度から始まり、支払いが年度をまたいでいても、対象となる資格を取得してから90日以内に申請されたものが対象です。また、資格の取得時期が入社日より前であっても、この要綱の要件を満たすものについては対象です。ただし、いずれも令和8年4月1日以降に取得した資格に係るものが対象になります。

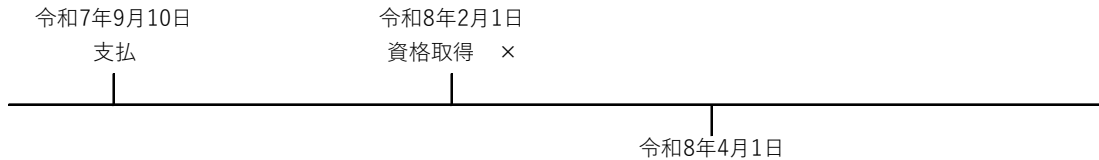
<対象となる例①>



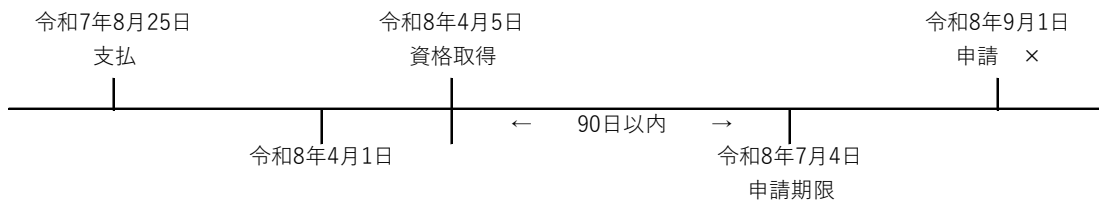
<対象となる例②>



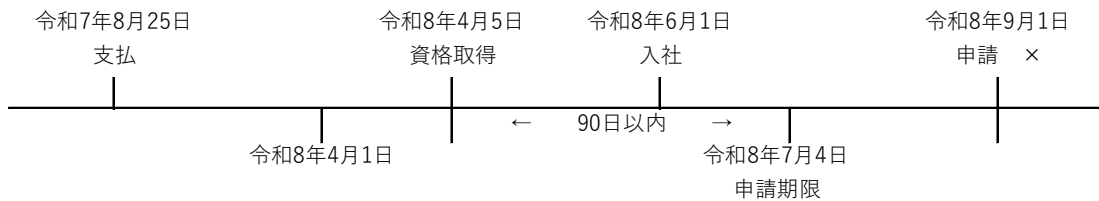
＜対象外となる例①＞～資格取得が令和8年4月1日より前であるため。



＜対象外となる例②＞～資格取得から90日を超えて申請をしたため。



＜対象外となる例③＞～資格取得から90日を超えて申請をしたため。



Q4-4 費用の支払いが複数回にまたがったとしても対象となりますか。

3. で対象となる経費であれば、支払いが複数回にまたがったとしても対象経費となります。

Q4-5 申請から交付まで、どのくらい時間がかかりますか。

「受付完了から 20 営業日以内（補正期間を除く）」を標準処理期間として設定しております。

Q4-6 申請にはどのような書類が必要ですか。

代表的な必要書類の想定は以下のとおりです。

①交付申請書

②市内に本店、本社若しくは主たる事業所がある法人又は市内に主たる事業所がある若しくは市内に住民票がある個人であることを証明する書類の写し（Q1-3 もご確認ください。）

- ③合格通知書、免許証・免状の写し
- ④対象経費の内訳書
- ⑤領収書・請求書・振込控など支払証憑の写し
- ⑥確約書（様式第 1 号）（当該従業員が 6 5 歳未満の場合に限る。）
- ⑦恵庭市税の納付状況の調査に関する同意書（様式第 2 号）
- ⑧反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第 3 号）
- ⑨従業員の住民票の写し（恵庭市）
- ⑩雇用契約書（無期雇用契約（当該従業員が 6 5 歳未満の場合）であることが分かるもの）
- ⑪雇用保険・健康保険・厚生年金加入を証明する書類（健康保険・厚生年金については、当該従業員が健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける場合に必要となります）
- ⑫従業員立替、前払いの場合の精算書・給与相殺記録・受領書など
- ⑬教育訓練給付金などの他給付金の決定通知の写しなど（ある場合）
- ⑭要件・申請書類チェックリスト

5. 補助額・上限・重複給付について

Q5-1 補助金の額はどのように計算されますか。

対象経費（重複給付控除後）×1/2 で計算し、1,000 円未満を切り捨てます。事業者単位の合計額が、各年度 10 万円を超えない範囲で交付されます。なお、従業員ごとに年度 1 回までです。

Q5-2 厚生労働省の教育訓練給付金など、他の給付と併用できますか。

併用は可能ですが、教育訓練給付金等の額を控除した後の自己負担分のみを本補助金の対象経費として扱います。ついては、重複給付の有無と金額を申請書で自己申告し、決定通知などの写しを添付していただきます。不正や誤りがあった場合は返還の対象となる場合があります。

Q5-3 同じ従業員が同じ年度に複数の資格を取得した場合、どう扱われますか。

同一従業員については、同一年度中に複数の資格を取得しても、補助金は各年度 1 回までとなります。どの資格について申請するかは、事業者側で選択いただく形となります。

Q5-4 1 つの事業者で複数従業員が申請する場合、上限はどうなりますか。

事業者ごとの年間上限が 10 万円であり、複数従業員の交付額の合計がこの上限を超えない範囲で交付されます。申請が多数の場合、どの従業員分を優先するかは事業者で調整いただくことになります。

6. 不交付・返還・その他について

Q6-1 どのような場合に補助金が交付されない（不交付）ことになりますか。

要綱に「不交付事由」として明記はされていませんが、以下のような場合は要件を満たさず、結果として交付対象外になります。

- ・補助対象事業者要件を満たしていない（中小企業者でない、市内事業所がない、税の未納がある、暴力団

員該当 等)

- ・対象従業員要件を満たしていない（住民票、無期雇用、3年勤務確約、各種保険未加入 等）
- ・対象資格でない、又は要綱別表にない資格である
- ・対象経費に該当しない（交通費、テキスト代 等）、又は対象資格が取得できていない
- ・資格取得から90日を超えた後の申請である。
- ・書類不備や重複給付の控除未反映が解消されない など

Q6-2 交付後に要件違反や虚偽申請が判明した場合はどうなりますか。

補助金等交付規則や確約書に基づき、交付決定の取消し及び補助金の返還を求めることがあります。

7. 施行時期・今後の見直しについて

Q7-1 制度の開始（施行）時期はいつですか。

令和8年4月1日施行予定です。

Q7-2 制度や対象資格は今後見直される可能性がありますか。

利用状況や市内産業構造、人手不足分野の状況を踏まえ、別表（対象資格）の拡大・見直しを検討する予定です。

以上